

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電気通信主任技術者の配置要件の緩和		
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課	電話番号:03-5253-5862	e-mail:shisutemuka@soumu.go.jp
評価実施時期	平成26年10月22日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 電気通信事業者の負担を軽減し、電気通信事業への新規参入・事業の拡大を図る</p> <p>【内容】 電気通信主任技術者の配置要件を以下のとおり緩和する。 ① 公衆無線LANアクセスサービスに用いられる無線LAN基地局であり、(ア)適合表示端末機器(登録認定機関等による技術基準適合認定等を受け、その旨の表示が付された端末機器)、又は(イ)電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定めた技術的条件に適合することについて登録認定機関等の認定を受けた端末機器、を使用する都道府県については、都道府県選任の電気通信主任技術者の選任を要しないこととする。 ② 電気通信役務の提供に用いる「電気通信設備」を自ら設置せずにすべて他の電気通信事業者から借りている電気通信事業者について、借りている設備が「貸し主」が電気通信主任技術者を選任し監督を行っている設備である場合は、設備を借りている電気通信事業者には、電気通信主任技術者の選任義務(事業場選任及び都道府県選任)を課さないこととする。</p> <p>【必要性】 電気通信事業者が電気通信主任技術者を必要数確保するにあたっては、一定の費用が必要となっており、これが電気通信事業への新規参入・拡大の妨げとなっているため、電気通信主任技術者の配置要件を緩和する必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)第3条の2	
想定される代替案	特になし		
規制の費用	費用の要素		
(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない。		
(行政費用)	新たな行政費用は発生しない。		
(その他の社会的費用)	「規制の内容」の①については、設備に損壊等の事故が生じた場合に、都道府県ごとに電気通信主任技術者が配置されていないことにより復旧に時間が掛かり、当該電気通信事業者によるサービスを利用している消費者が影響を蒙るおそれがあるが、社会的影響が小さい機器を使用する場合に限定しているため、社会的費用はほぼ発生しない。 「規制の内容」の②については、社会的費用は発生しない。		
規制の便益	便益の要素		
	本改正によって、一定の条件に該当する場合、電気通信事業者は電気通信主任技術者資格を所持する者を確保する必要がなくなることから、新たに電気通信事業へ参入しようとする事業者及び事業の拡大を図る事業者において、必要となる費用の低減が見込まれる。 また、そのことにより電気通信事業への新規参入・事業の拡大、ひいてはサービス対象範囲の拡大・料金の低下が期待され、社会経済の発展につながるものである。		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本改正により、一部の電気通信事業者の負担軽減が図られ、電気通信事業への参入・事業の拡大が容易になり、社会経済の発展を促すという便益がある一方、社会的費用はほぼ発生しないと認められる。		
有識者の見解その他関連事項	「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」(座長:酒井善則 放送大学 特任教授 東京渋谷学習センター所長)において、情報通信ネットワークやサービスの多様化・高度化の進展により、多様化・複雑化してきた電気通信事故の防止の在り方について検討を行い、平成25年10月に同検討会の報告書が取りまとめられた。 今回の改正は、上記の「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」における検討内容を踏まえたものである。		
レビューを行う時期又は条件	当該制度を導入後、技術の発展等により、状況の変化があった場合には、適宜見直しの検討を行う。		
備考			